

第3章 計画の将来像と基本的方向

第3章 計画の将来像と基本的方向

1 将来像

第4次三郷市総合計画（平成22年度から平成32年度）では、まちづくり方針のひとつとして、「健やかで自立した生活を支え合うまちづくり」を掲げ、市民一人ひとりがいきいきと健康で暮らせる、市民の主体的な参加と連帯に支えられた地域社会の形成をめざしています。

また、三郷市地域福祉計画では、「助けあい・励ましあい・認めあい みんなが主役の地域づくり」を基本理念として定め、地域福祉の視点を示しています。

新しい「第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」においても、本市の上位計画における施策の方向性を継承し、高齢者が心身の健康を保ちながらいきがいをもって生活できるような支援、介護予防や疾病予防の充実、さらに介護が必要になった場合でも安心できるサービス供給体制の充実、市民がみんなで支え合いやすさのある地域づくりを推進するにあたり、市民と行政が共有すべき将来像を次のとおり定めます。

健康長寿をめざす やすらぎあるまち 三郷

2 重点目標～3つのLife（ライフ）※

高齢者にさまざまな目標を持っていただき、行政をはじめ地域全体でサポートするため、3つの重点目標を定めました。

- 1 介護を受けながら あんしんLife**
 現在、介護を受けている方も、また将来、介護が必要になった時にも、介護保険制度を効果的に活用し、安心して日常生活を送ることができるよう、さまざまなサポート体制の整備に努めます。
- 2 病気やケガなく すこやかLife**
 病気やケガを防ぐだけでなく、病気にかかっている方でも、上手に向き合いながら、健康的な生活を送ることができるよう、各種予防事業の充実を図るとともに、保健・医療体制の整備に努めます。
- 3 地域や家族とふれあいながら いきいきLife**
 ひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯が増えている現状を踏まえ、高齢者同士、高齢者と地域の住民・家族とのつながりを密にし、いきがいを持つことができるよう、地域ぐるみで高齢者を支えあう体制の整備に努めます。

※Lifeには、生命・いのちという意味の他に、生活、くらし、人生、活力、元気という意味がある



3 施策の体系

将来像

健康長寿をめざす やすらぎあるまち 三郷

重点目標
3つのLife

- 介護を受けながら あんしんLife
- 病気やケガなく すこやかLife
- 地域や家族とふれあいながら いきいきLife

●重点アクションプログラム

1 地域包括ケア システムの実現

- (1) 地域包括支援センターの機能強化の推進
- (2) 認知症支援策の充実
- (3) 医療と介護の連携の促進
- (4) 地域生活支援体制の整備

2 介護予防の推進

- (1) 地域の課題に対応した介護予防の推進
- (2) 関連施策と連携した総合的な介護予防の推進

●基本アクションプログラム

1 保健福祉サービスを 推進します

- (1) 生活支援サービスの充実
- (2) 生涯を通じた健康づくりの推進

2 地域支援事業を 推進します

- (1) 二次予防事業の充実
- (2) 一次予防事業の充実
- (3) 認知症高齢者対策の推進
- (4) 権利擁護の推進

3 地域包括支援体制の 整備をすすめます

- (1) 地域包括ケア体制の推進
- (2) 地域包括支援センター事業の充実

4 主体的参加の促進・ 環境整備をすすめます

- (1) いきがいつくりの支援
- (2) ふれあいの場の確保
- (3) 社会活動への参加の促進
- (4) 高齢者の就労の支援
- (5) 安全・安心のまちづくり

5 介護保険サービスの適正な 提供体制を推進します

- (1) 介護保険サービスの推進
- (2) 施設等の整備の促進
- (3) 介護サービスの質的向上

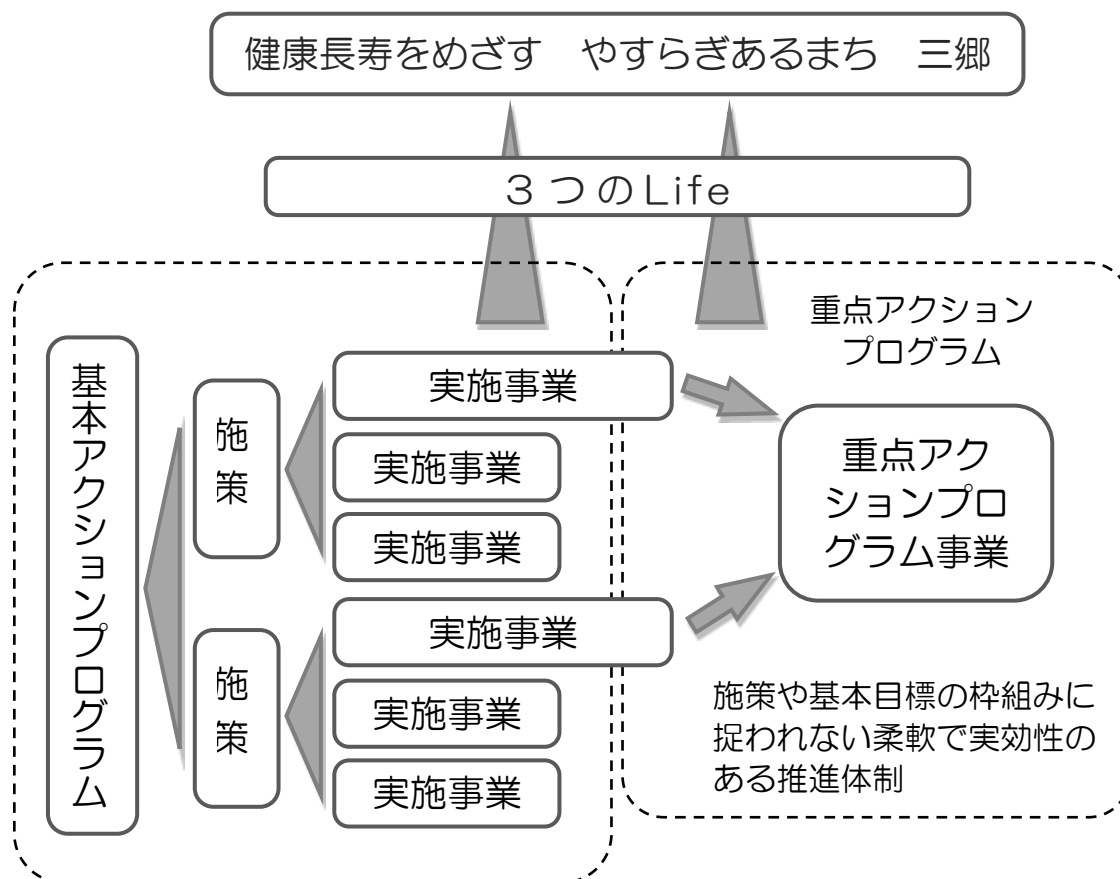
4 重点アクションプログラム ※

本計画では、「介護を受けながら あんしんLife」「病気やケガなく すこやかLife」「地域や家族とふれあいながら いきいきLife」の3つのLife（ライフ）を重点目標としています。

重点アクションプログラムは、将来像である「健康長寿をめざす やすらぎあるまち 三郷」に向けた中心的なプログラムで、基本アクションプログラムの枠組みに捉われない、柔軟で実効性のある推進体制を考慮したものです。

ここで示される重点アクションプログラム関連の個々の事業は、これらを推進することにより、3つのLife全体が推進されるという相乗効果をもたらします。

■イメージ図



※アクションプログラムとは「行動計画」の意。本計画の中では、実行性の高い計画との意味も込めている

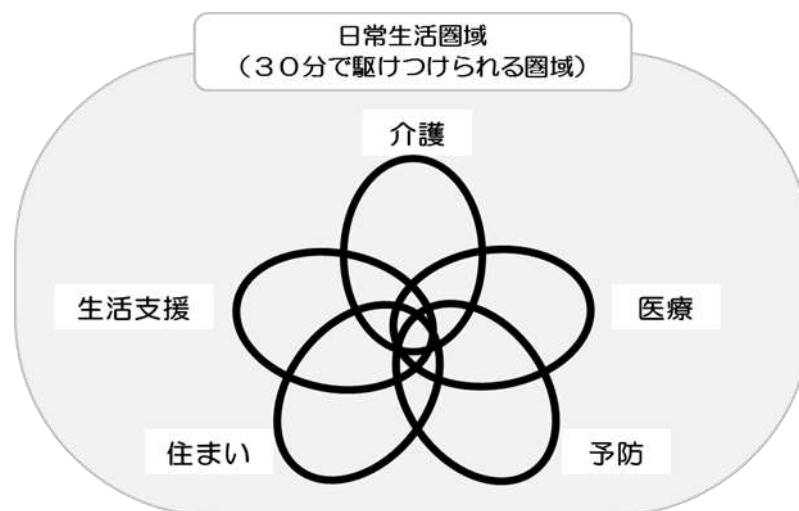


重点アクションプログラム1 地域包括ケアシステムの実現

高齢者が住み慣れたところで安心して生活を続けるために、高齢者の状況やその変化に応じて保健・医療・福祉のサービスがタイムリーに提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取組みを進めます。

地域包括ケアシステムとは、高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるように、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護、予防のみならず福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが地域（日常生活圏域）で適切に提供できるような体制のことです。

その取組みとして、高齢者の生活を地域で支えるために、まず高齢者のニーズに応じ、住宅が提供されることを基本とした上で、高齢者の生活上の安全・安心・健康を確保するために、独居や夫婦二人暮らしの高齢者世帯や認知症の方がいる世帯に対する緊急通報システム・見守り・配食等の介護保険の給付対象ではない生活支援サービス、介護保険サービス、予防サービス、在宅生活の質を確保する上で必要不可欠な医療保険サービスの5つを一体化して提供していきます。



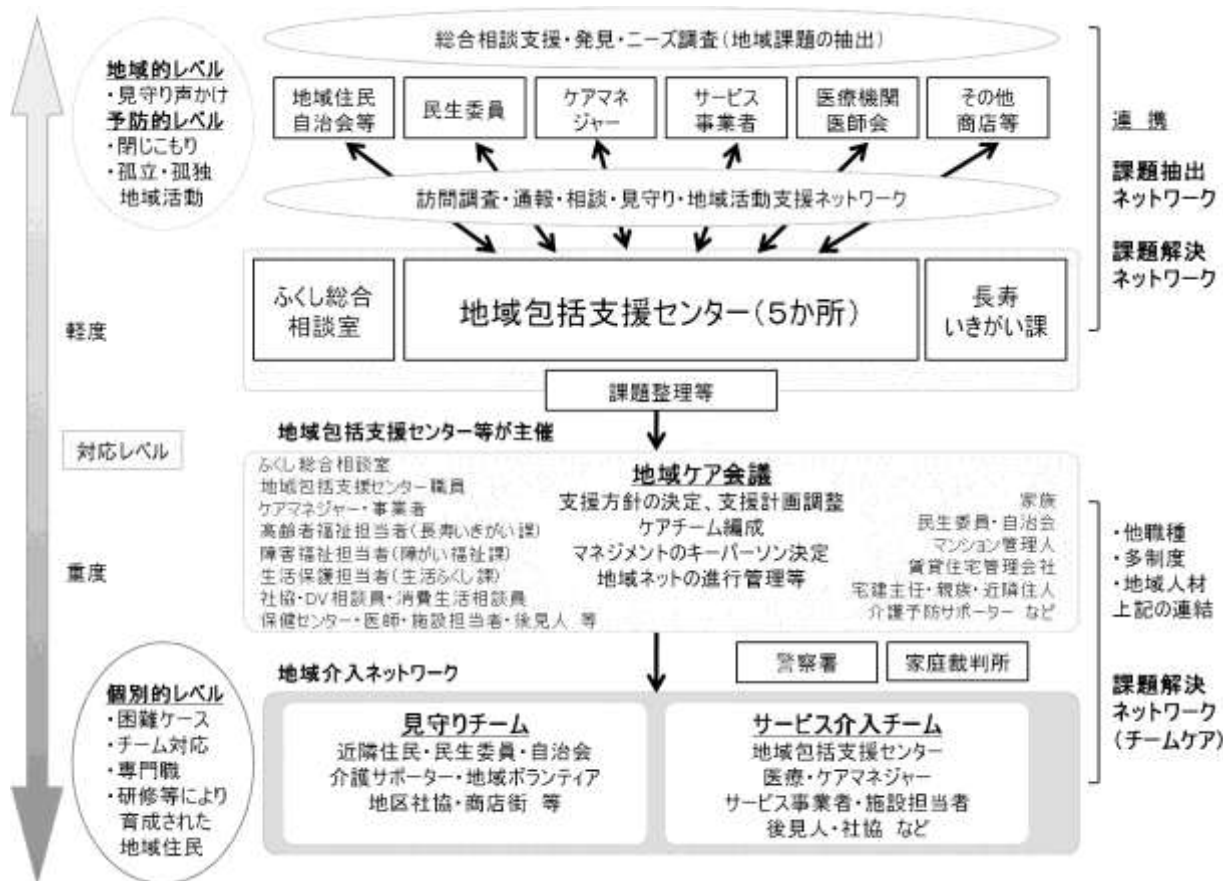
(1) 地域包括支援センターの機能強化の推進

① 地域包括支援センターの機能及び連携の強化

本市では、第4期計画期間において「地域ケア体制の推進」を重点施策に掲げ、高齢者の身近な所で継続的かつ包括的に支援する地域ケアの拠点として、各地域包括支援センターの機能強化と充実を図り、また、地域ケア統括部門として市の基幹機能を強化し、地域基盤の整備と合わせネットワークの構築を推進してまいりました。

今後も、市の基幹機能及び各地域包括支援センター機能の充実を図るとともに、民生委員をはじめとする地域の関係者や、医療機関・介護サービス事業者などとの連携を強化し、地域包括ケアシステムの具現化をめざします。

■ 地域包括ケアの連携フロー





②日常生活圏域の見直し

国は、高齢者が必要なサービスや相談を身近な地域で速やかに受けられるように『日常生活圏域』を定めることとしています。また、日常生活圏域の設定にあたっては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況、その他の条件を総合的に勘案することとしています。

本市では、第3期計画において、5つの日常生活圏域を設定し、圏域ごとに地域包括支援センターを設置しました。第5期計画においては、第3期計画から2期6年間が経過し、各圏域の置かれている状況も変化していることから、日常生活圏域の見直しを行いました。

なお、見直しにあたっては、設定条件を勘案するとともに、地域包括ケアシステムの中心的役割を担う地域包括支援センターと、高齢者個々とのつながりが深く、地域できめ細かく活動している民生委員との連携が欠かせないことから、民生委員の担当区域についても考慮しました。

圏域名 (地域包括支援センター名)	圏域内の字名
第1圏域 (みずぬま)	大広戸・仁蔵・茂田井・幸房・岩野木・谷中・笹塚・南蓮沼・駒形彦江・彦沢・番匠免・上口・上口3丁目・彦倉・彦野・下彦川戸彦成4丁目・采女1丁目・泉・さつき平1丁目～2丁目 新三郷ららシティ1丁目～2丁目
第2圏域 (早稲田)	半田・小谷堀・前間・後谷・田中新田・丹後・彦成・彦成5丁目 采女新田・早稲田1丁目～8丁目・三郷1丁目～3丁目 新三郷ららシティ3丁目
第3圏域 (しいの木の郷)	谷口・花和田・彦江1丁目～3丁目・彦沢1丁目～3丁目 番匠免1丁目～3丁目・上口1丁目～2丁目・彦倉1丁目～2丁目 彦野1丁目～2丁目・上彦川戸・上彦名・彦成1丁目～3丁目 彦音1丁目～2丁目・彦糸1丁目～3丁目・彦川戸1丁目～2丁目 天神1丁目～2丁目
第4圏域 (悠久苑)	市助・新和1丁目～5丁目・栄1丁目～5丁目・鷹野1丁目～5丁目
第5圏域 (みさと南)	東町・高州1丁目～4丁目・寄巻・鎌倉・戸ヶ崎・戸ヶ崎1丁目～5丁目



地域包括支援センターでの相談対応の様子

■日常生活圏域と市内の地域包括支援センター



■圏域ごとの状況等

平成23年6月現在

	第1圏域	第2圏域	第3圏域	第4圏域	第5圏域	計
圏域内総人口	24,347	29,378	31,639	18,240	29,857	133,461
世帯数	10,245	11,824	13,799	7,660	12,259	55,787
地域内高齢者数	4,564	4,329	6,536	3,970	6,638	26,037
うち65歳～74歳	1,500	1,409	2,186	1,322	2,190	8,607
うち75歳以上	3,064	2,920	4,350	2,648	4,448	17,430
高齢化率	19	15	21	22	22	20
認定者数	508	436	746	372	668	2,730
要支援1	69	66	80	41	60	316
要支援2	72	78	94	55	84	383
要介護1	60	58	113	63	106	400
要介護2	111	78	131	81	149	550
要介護3	83	54	108	59	128	432
要介護4	52	50	105	38	72	317
要介護5	61	52	115	35	69	332



(2) 認知症支援策の充実

今後、高齢者の増加とともに認知症高齢者の増加は深刻かつ重要な課題です。認知症への理解が深まるように啓発活動に取り組むとともに、認知症の人や認知機能の低下している人（以下、認知症の人）の早期発見、相談体制の強化を図ります。また、認知症になっても地域で安心して暮らせるよう、認知症の人を見守り、支援する環境づくりなど、総合的な認知症対策の充実を図ります。

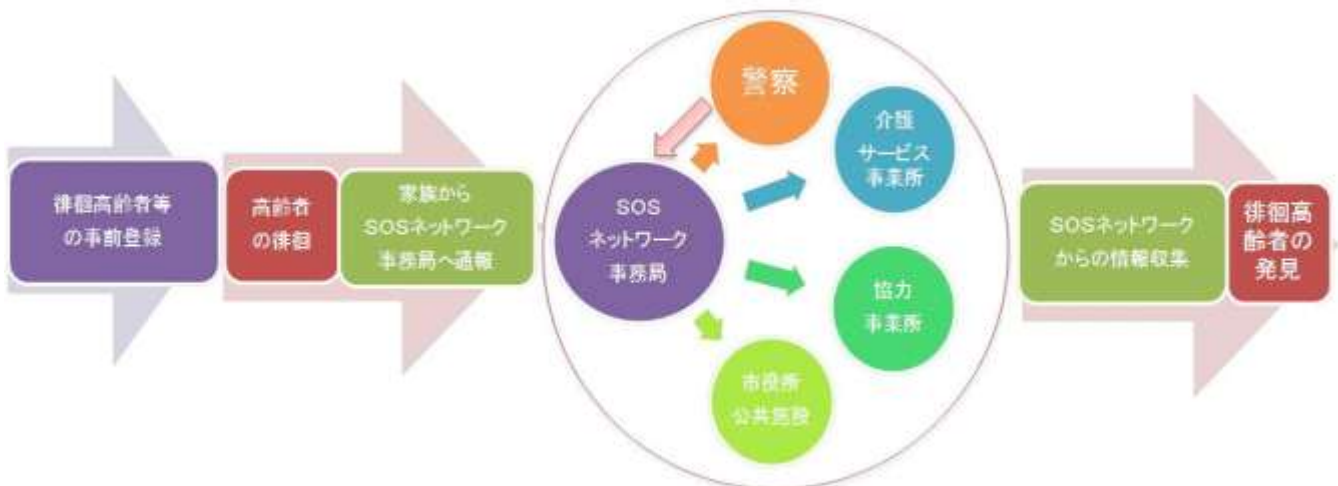
①認知症ケアネットワークの構築

認知症に関する政策を推進するため、認知症ケアに携わる病院・介護施設・民生委員・介護サービス事業所・福祉部関係課・地域包括支援センターなど関係者間の連携会議を開催し、ネットワークを構築します。さらに、認知症地域推進員の養成と市内各包括支援センターへの配置を行い、医療と介護の連携を推進します。また、作業部会では、認知症医療・介護情報マップなどを作成し、認知症の人や家族を支援します。

②徘徊高齢者・SOS見守りネットワークの構築

徘徊する高齢者の方の安全な生活を守るため、病院・介護施設・介護サービス事業所・居宅介護支援事業所・民生委員・地域包括支援センター・協力事業者・商店・ボランティアなどの関係協力事業者等に徘徊高齢者の情報をFAX等を利用して一斉連絡し、徘徊高齢者の早期保護と不慮の事故を防止します。

■徘徊高齢者・SOS見守りネットワークのイメージ図



③成年後見制度の周知

認知症などにより判断能力が十分でない人の権利を守るための成年後見制度に関して、市民に対し、広く理解を深めていただくため、成年後見人制度に関する市民向け講座を開催し、活動希望者を募り、市民後見人養成講座の開催と受講に結び付けていきます。

④若年性認知症への支援

一般の認知症だけでなく、若年性認知症^(※)に関する普及啓発事業等を実施し、市民の理解が深められるよう努めます。また、認知症の人や家族に対する相談体制の一層の整備・充実を図るほか、若年性認知症の人が介護サービスを利用しやすくなるよう検討するとともに、関連する他部署との連携を図ります。

(3) 医療と介護の連携の促進

さまざまな医療ニーズに応じた柔軟なサービスを提供するため、看護と介護サービスの一体的なサービスが提供できる複合型事業所の整備をすすめます。

(4) 地域生活支援体制の整備

本市は、高齢化の進展が著しく、ひとり暮らし世帯や高齢者のみの世帯が急速に増えています。それに伴い、高齢者の孤独死や安否確認通報も増えています。このことから、地域との協働により、高齢者の孤独死防止の取り組みや見守り等を行うための拠点整備や配食サービスを利用した安否確認など、多様な主体によって、重層的な見守り等サービスを提供していきます。

①ふれあい・見守り拠点の整備

高齢化の著しいみさと団地地域などを対象に、高齢者等のふれあい・見守り拠点を整備し、見守りが必要な高齢者を地域包括支援センターを中心として、自治会・民生委員・NPO法人・ボランティアなど地域の関連団体や住民と協力し支援していきます。ふれあい・見守り拠点では、地区サロン、介護予防事業、認知症サポーター養成講座等を開催します。

②配食サービスの充実

65歳以上のひとり暮らし又は高齢者のみの世帯のうち、機能低下により買い物や食事の支度等が困難な方に、栄養バランス等を考慮した食事を提供するとともに、その安否を確認する配食サービス事業を充実し、居宅での生活を支援します。

※若年性の脳血管障害(脳梗塞・脳出血・くも膜下出血など)や、高次脳機能障害(交通事故や頭部のけがなどによる言語や記憶などの機能障害)による認知機能の低下を含む



重点アクションプログラム2 介護予防の推進

高齢者の運動機能や栄養状態といった個々の要素の改善だけでなく、これらの心身機能の改善や環境調整などを通じて、高齢者の活動レベルの向上をもたらし、一人ひとりのいきがいや自己実現のための取組みを支援して、生活の質（QOL）の向上をめざします。また、要介護状態になってもそれ以上悪化しないようにするためのサービス提供体制を確立します。

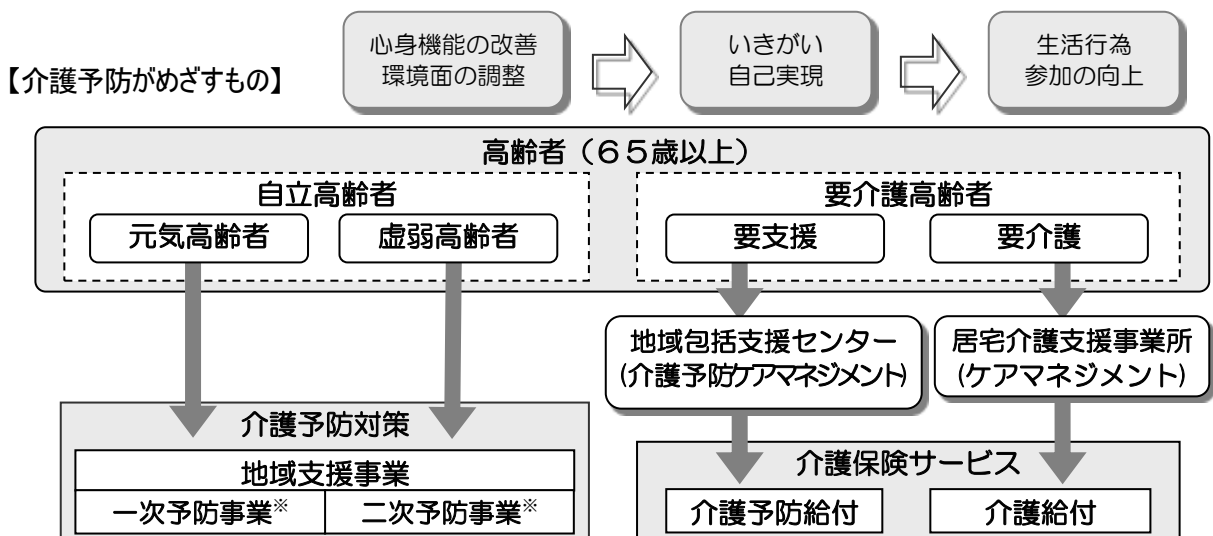
（1）地域の課題に対応した介護予防の推進

第4期計画では、介護予防の推進を重点課題として掲げ、平成23年度には水中ウォーキング、山歩き、運動器の機能向上、口腔機能改善の予防プログラムをはじめ、地域の人々との交流機会の提供として地区サロン事業などの介護予防事業を実施しました。

今後も、誰もが身近な地域で介護予防に取り組めるよう、参加しやすい事業の開催に努めるとともに、高齢者が主体的に取り組めるよう支援します。

介護予防事業は、地域支援事業により、二次予防事業と一次予防事業を実施します。介護予防への取組みが望ましいと判断された高齢者を対象とする二次予防事業として、運動・栄養・口腔機能改善、その他のプログラム（機能訓練、健康教育等）を実施します。

65歳以上の被保険者を対象とする一次予防事業は、介護予防に関する知識の普及啓発・地域介護予防活動支援事業（ボランティアによる地域での介護予防事業（地区サロン）の活動やボランティアの育成について支援）などを行います。



※一次予防事業とは、主として活動的な状態にある高齢者を対象に生活機能の維持又は向上を目的に行われる事業
二次予防事業とは、要支援・要介護状態に陥るリスクが高い高齢者を早期発見し、早期に対応することにより状態を改善し、要支援状態となることを送らせるために行われる事業

(2) 関連施策と連携した総合的な介護予防の推進

① すこやかみさとICウォーク事業（関連課：健康推進課）

すこやかみさとICウォークは、専用のコースに設置されている端末に専用のICカードをかざすことで歩いた情報が記録され、その記録をホームページで確認できる健康管理システムです。ウォーキングを始めるきっかけづくりと継続支援をしていきます。

市内では、みさと団地に「うきうき花コース」、ピアラシティ周辺に「家族みんなでリフレッシュコース」、早稲田地域に「桜のトンネル早稲田コース」、三郷中央駅周辺に「におどり公園コース」、県営みさと公園内に「みさと公園ファミリーコース」の5つの専用コースが設置されており、市民にも親しまれています。

■ ICウォークの専用コース設置箇所



ICウォークの端末





②シルバー元気塾（関連課：シルバー元気塾推進課）

シルバー元気塾は高齢者のいきがいづくり、健康維持を目的とした軽度の筋力トレーニングを行う教室です。おおむね60歳以上の方を対象に毎月2回（年20回）開催しています。

シルバー元気塾は、特別な器具を使わないことから、自宅でも手軽にできる内容で、1回のトレーニングは約2時間となっています。まず、腹式呼吸で血液の循環を促進させた後、操体法で身体のゆがみを取ります。身体のゆがみが取れたら、その場でウォーキング（足踏み）を行い、それから体の各部分の筋力を高める20～30種目の運動を行います。

この事業は、生涯学習の一環として始まったものですが、平成18年度の介護保険制度改革により、軽度の要介護者へのサービスが家事援助などから予防中心に再構築され、その中に筋力トレーニングも組み入れられていることから、将来的には、介護予防や医療費の削減などにつなげる役割も担っています。そこで、本市では平成19年度から介護予防を目的に、元気塾よりゆるやかな「ゆうゆうコース」も開催しています。

現在、ゆうゆうコース4コースを含め、市内の公共施設13会場で、22コースのシルバー元気塾を開催しています。また、平成21年4月「シルバー元気塾サポーター派遣に関する規程」を策定し、サポーターを市内の町会等に派遣することにより、身近なところでシルバー元気塾の運動が行えるように事業の推進を図っています。



シルバー元気塾特別講座の様子

5 基本アクションプログラム

第5期計画では、第4次三郷市総合計画の基本指針や本計画の将来像、重点目標に基づき以下の5本の柱を基本アクションプログラムとして継承し、高齢者や利用者の立場に立った施策・事業の推進を図ります。

1 保健福祉サービスを推進します

高齢者が健康でいきがいをもって暮らすことができるよう保健・医療・福祉施策などの充実したまちづくりをめざします。

そのために、各年齢に応じた健康づくり、生活習慣病の予防や介護予防を推進します。

また、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、家族介護者を支援するため、介護保険制度以外の生活支援サービスの充実を図ります。



事業内容は、第4章 高齢者保健福祉計画
基本アクションプログラム1（P35）を参照

2 地域支援事業を推進します

高齢者が要介護状態等になることを予防するとともに、要介護状態等になった場合においても、可能な限り住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるよう継続的・総合的なサービスを実施します。

また、高齢者がその尊厳を保持して安心して暮らせるよう、認知症高齢者に対する正しい知識や理解の普及を図るとともに、発見から対応までのシステムの構築を図ります。

さらに、高齢者への権利擁護事業では、成年後見制度の周知と積極的な支援を展開します。



事業内容は、第4章 高齢者保健福祉計画
基本アクションプログラム2（P38）を参照



3 地域包括支援体制の整備をすすめます

都市化、核家族化の進展によりひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が今後ますます増加するなか、コミュニティやボランティア等地域の多様な主体によるさまざまな自主活動の役割は大きなものとなっています。

高齢者が直面する日常生活の生活課題を解決し、孤独死や高齢者虐待を防ぐためには、市民・地域・事業者・行政が相互に連携し、協力し、一体となって支えていく「協働」「見守り」のネットワークづくりが必要です。また、高齢者自身が地域活動とのつながりを持ち、個々の経験を活かして、これら地域活動に取り組むことが必要です。

安心な暮らしや支え合う暮らしを実現するため、地域包括支援センターや行政が地域での多様な活動主体と協働する高齢者支援を強化する体制づくりを進めていきます。



事業内容は、第4章 高齢者保健福祉計画
基本アクションプログラム3（P43）を参照

4 主体的参加の促進・環境整備をすすめます

団塊の世代の定年退職を機に、これまで地域と関わりが少なかった方々が地域に戻ってきます。高齢者の元気な力を活かし、活力ある地域社会を創るために、その能力や意欲、経験や知識に応じて、就労支援やボランティア活動など社会参加を支援します。

また、高齢者をさまざまな犯罪や事故から守るため、安全・安心なまちづくりを推進します。



事業内容は、第4章 高齢者保健福祉計画
基本アクションプログラム4（P45）を参照

5 介護保険サービスの適正な提供体制を推進します

介護保険制度を円滑かつ安定的に推進するためには、必要な量の介護保険サービスの提供体制を確保するとともに、介護サービスの質的向上を図る必要があります。

保険者である市は、利用者の立場に立った視点でサービスの質を見直すとともに、適宜、介護サービス事業者への指導・監査等を行い、より一層の質の向上に努めます。また、介護サービス提供事業者を対象とした研修会や情報交換及び意見交換を行い適正な提供体制を推進します。

さらに、利用者が介護サービスの適切な選択ができるよう、介護サービス事業者に対し情報の公表を義務付ける「介護サービス情報の公表」制度の普及を促進します。



事業内容は、第4章 高齢者保健福祉計画
基本アクションプログラム5（P49）を参照





■施策・事業の一覧

基本アクションプログラム	施策	実施事業
1 保健福祉サービスを推進します	(1)生活支援サービスの充実	①配食サービス事業 ②緊急通報システム事業 ③老人福祉電話設置事業 ④紙おむつ支給事業 ⑤訪問理美容サービス事業 ⑥家族介護慰労金支給事業 ⑦徘徊高齢者等位置探索システム利用助成事業 ⑧軽度生活援助事業 ⑨生活管理指導短期宿泊事業 ⑩救急医療情報キット配布事業 ⑪あんしんサポートねっと事業 ⑫ふれあいサービス事業 ⑬ふれあい電話事業 ⑭民生委員活動推進事業（見守り）
	(2)生涯を通じた健康づくりの推進	①健康手帳事業 ②健康診査事業 ③高齢者インフルエンザ予防接種 ④食生活改善の啓発 ⑤地域の健康づくり推進事業 ⑥シルバー元気塾の推進
2 地域支援事業を推進します	(1)二次予防事業の充実	①二次予防事業の対象者把握事業 ②通所型介護予防事業 ③訪問型介護予防事業 ④二次予防事業評価事業
	(2)一次予防事業の充実	①介護予防普及啓発事業 ②地域介護予防活動支援事業 ③一次予防事業評価事業
	(3)認知症高齢者対策の推進	①実態把握・初期相談 ②周知啓発活動 ③認知症サポーター養成 ④支援ネットワークの構築 ⑤認知症施策推進事業 ⑥徘徊高齢者・SOS見守りネットワーク事業
	(4)権利擁護の推進	①成年後見制度周知事業 ②成年後見制度利用支援事業 ③高齢者の虐待の防止・早期発見及び権利擁護

基本アクションプログラム	施策	実施事業
3 地域包括支援体制の整備をすすめます	(1) 地域包括ケア体制の推進	①地域見守りネットワーク支援事業
		②日常生活圏域を基本とした地域ケア体制の充実
		③介護支援チームの構築・推進
	(2) 地域包括支援センター事業の充実	①介護予防事業のケアマネジメント
		②総合相談支援事業
		③高齢者の虐待の防止・早期発見及び権利擁護
④包括的・継続的ケアマネジメント		
⑤地域包括支援センターの体制整備		
4 主体的参加の促進・環境整備をすすめます	(1) いきがいのづくりの支援	①生涯学習・文化活動
		②スポーツ・レクリエーション活動
		③後期高齢者指定保養所利用補助事業
		④高齢者わくわく事業
		⑤敬老祝金支給事業
	(2) ふれあいの場の確保	①老人福祉センター運営事業
		②老人憩いの家運営事業
		③公衆浴場利用料補助事業
		④ふれあい・見守り拠点事業
	(3) 社会活動への参加の促進	①老人クラブ活動支援事業
		②ボランティア活動支援事業
	(4) 高齢者の就労の支援	①シルバー人材センターの事業促進
		②ハローワーク連携事業
	(5) 安全・安心のまちづくり	①バリアフリーの促進
		②ユニバーサルデザインの推進
		③防火・交通安全啓発事業
		④防犯・消費者被害防止事業
		⑤災害時要援護者避難支援プラン
		⑥高齢者の多様な住まいの普及
	5 介護保険サービスの適正な提供体制を推進します	(1) 介護保険サービスの推進
②施設サービス		
③地域密着型サービス		
(2) 施設等の整備の促進		①認知症対応型通所介護
		②小規模多機能型居宅介護
		③認知症対応型共同生活介護
		④地域密着型介護老人福祉施設
		⑤複合型サービス
		⑥介護老人福祉施設
		⑦介護老人保健施設
(3) 介護サービスの質的向上		①介護給付費適正化事業
		②苦情相談体制の整備
		③介護サービス事業者向け研修会等の開催
	④地域密着型サービス事業者の指導監督	